

書き初め作品を作りましょう。

日時	12月23日(木) 午後2時～4時	12月25日(土) 午後1時30分～3時	12月27日(月) 午前9時30分～11時30分
対象	小学生(3年生以上)	小学3年生～中学生	
人数(申し込み順)	10人	12人	15人
講師	青木和子さん	工藤和代さん	
費用	無料		
持ち物	お手本、習字セット、書き初め用紙、新聞紙1日分、雑巾2枚、飲み物、マスク		
申し込み	12月8日(水)から17日(金)までに、電子申請、電話または直接高麗公民館へ  ▶電子申請はこちらから	12月6日(月)以降に、電子申請、電話または直接高麗川南公民館へ  ▶電子申請はこちらから	12月3日(金)以降に、電子申請、電話または直接武蔵台公民館へ  ▶電子申請はこちらから
場所・問い合わせ	高麗公民館 ☎989-2381	高麗川南公民館 ☎989-1000	武蔵台公民館 ☎982-2950

## ひとり親家庭のお母さん・お父さんの資格取得を応援します！

ひとり親家庭の母または父が、キャリアアップして就職に結びつけるための講座の受講や、資格取得を目指し学校等で修学する場合の支援制度があります。ご活用ください(申請に必要な書類は、相談時にお伝えします)。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階◎番窓口)

	自立支援教育訓練給付金事業 (教育訓練の指定講座の受講を考えている人)	高等職業訓練促進給付金等事業 (1年(※)以上の学校に通い資格取得を考えている人)	
対象者	次の全ての条件を満たす人 ○市内在住のひとり親家庭の母・父で、就業または受講を開始した日および修了した日において、20歳未満の児童を扶養している人 ○児童扶養手当の支給を受けている、または支給を受けていないが母・父の所得が児童扶養手当所得制限限度額未満の人	○養成機関で1年(※)以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人 ○仕事または育児と修業の両立が困難な人 ○過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない人	
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付金に指定されている講座	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格取得のため養成機関(専門学校等)に1年(※)以上通学または通所するもの	
支給額	対象講座の受講料の60%相当額 (上限20万円・1万2,000円以下の場合には支給なし) ただし、雇用保険制度教育訓練給付金の受給資格のある人は、雇用保険制度で支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。	訓練促進給付金	非課税世帯 月額10万円 課税世帯 月額7万500円 (最終学年時は4万円の加算)
支給時期	講座終了後	修了支援給付金	非課税世帯 5万円 課税世帯 2万5,000円
		訓練促進給付金	修業期間の全期間(上限は4年間) (支給額は年度ごとに決定)
申請方法	希望する講座の受講申し込み前に事前相談が必要です。講座開始後の申請はできません。	修了支援給付金	カリキュラム修了後 (支給額は修了年度に決定)
		事前相談が必要です。既に養成機関に通っている人は、早めに相談してください。 なお、この事業の受給時に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の貸し付けが利用できます。	

※…令和4年3月末までに修業を開始する場合は、6か月以上で支給対象となる場合があります。